

府政防第 1221 号
消 防 災 第 98 号
令和 2 年 5 月 28 日

各都道府県消防防災主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）
消防庁国民保護・防災部防災課長
（ 公 印 省 略 ）

高齢者や障害者等の避難の実効性の確保に向けた取組の実施について

平素より、防災行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

政府では、令和元年台風第 19 号（令和元年東日本台風）等による豪雨災害を踏まえ、中央防災会議防災対策実行会議「令和元年台風第 19 号等による災害からの避難に関するワーキンググループ」において「令和元年台風第 19 号等を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について（報告）」（以下「報告書」という。）を取りまとめました。

（報告書：<http://www.bousai.go.jp/fusuigai/typhoonworking/index.html>）

報告書では、令和元年台風第 19 号等の教訓を踏まえ、「自らの命は自らが守る」意識を一人一人に醸成させるべく、令和 2 年度出水期までに、避難行動を促す防災の理解力（以下「避難の理解力」という。）を向上させるための普及啓発活動「避難の理解力向上キャンペーン」を行う必要性が示され「「避難の理解力向上キャンペーン」の実施等について」（令和 2 年 4 月 21 日付府政防第 819 号・消防災第 72 号）（別紙 1）が通知されたところです。（当該キャンペーンの全内容は、別紙 1 参考資料 1 を参照）

特に高齢者や障害者の方々に対しては、国民に対し避難に関する理解の普及啓発を行う「避難の理解力向上キャンペーン」の一環として、福祉関係者等と連携し、高齢者や障害者の避難の理解力向上を図るとともに、避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿の活用を進めるため、各市町村において、ハザードマップ等を参照し、災害リスクが高い区域に住む避難行動要支援者を洗い出し、その情報を防災・危機管理部局と医療・保健・福祉部局等の部局間で共有すること、災害リスクの高い方々から優先的に避難支援体制の構築に向けた検討を行うこと等が示されました。（令和 2 年度出水期までに行う取組の全内容は（別紙 2）を参照）

貴職におかれましては、貴都道府県関係部局及び管内市町村に対して周知いただくとともに、都道府県及び市町村の防災主管部局や医療・保健・福祉部局等が連携のもと、福祉関係者等の協力を得ながら、下記の事項に取り組んでいただくとともに、今後の住民の避難対策に万全を期していただきますようお願いいたします。

ただし、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、本取組の実施に当たっては、当面は、地域の実情に応じて可能な範囲・方法で実施いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 福祉関係者等との連携による高齢者や障害者の方々の避難の理解力向上に向けた取組

令和元年台風第19号においては、多くの在宅の高齢者や障害者の方々が被災されており、こうした方々が事前に自宅の災害リスクを把握することで、災害時に適切な避難行動をとることが期待されます。このため、都道府県及び市町村の防災主管部局・福祉部局等が連携のもと、福祉関係者等の協力を得ながら、以下の取組を実施していただきますようお願いいたします。

(1) 取組内容について

- 都道府県及び市町村の防災主管部局・福祉部局等が主体となって、普段の活動の中で在宅の高齢者や障害者宅を訪問する機会のある福祉専門職（ケアマネジャー・相談支援専門員等）、民生委員等の福祉関係者等の協力を得ながら、高齢者や障害者の自宅を訪問する際に、自宅の災害リスク等についてハザードマップや避難行動判定フロー等を用いて本人と一緒に確認してもらうこと。

※都道府県及び市町村は、確認をした結果、避難を支援する者がいない、避難経路が未整備、避難手段がない等の事情が明らかになり、福祉関係者等から報告を受けた場合、その高齢者や障害者が避難行動要支援者名簿に記載済みか否か等、必要な対応や支援についてご検討下さい。

※都道府県及び市町村は、福祉関係者等の業務に差し支えない範囲での取組となるよう配慮するとともに、福祉関係者等に対し、丁寧な協力依頼、説明及び協議を行い、(2)の支援を実施した上で取組を開始してください。また、福祉関係者等に取組の詳細を説明する際には、福祉関係者等向けに作成いたしました「実施に当たってのQ&A」（別紙3）をご参照ください。

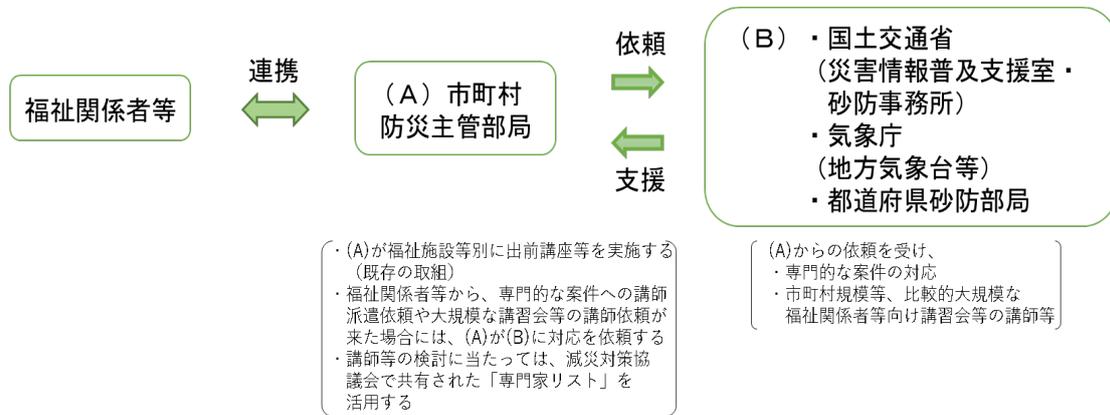
※都道府県及び市町村は、取組の依頼に際して、福祉関係者等に対して「ハザードマップ」、「避難行動判定フロー」及び「避難情報のポイント」の配布状況について確認し、必要数配布してください。

(2) 防災主管部局として想定される福祉関係者等に対する支援について

- 福祉関係者等に対し、「避難行動判定フロー」、「避難情報のポイント」及び「ハザードマップ」について説明すること。
- 福祉関係者等に対し、出前講座等により、福祉関係者等の避難等に関する理解力を向上させること。
- 福祉関係者等から専門的な案件について講師派遣や講演を依頼された際には、国土交通省河川事務所(災害情報普及支援室)及び砂防事務所・都道府県砂防部局・气象台等が支援する用意があることから、必要に応じ、それら国及び都道府県の機関に取り次ぐこと。

その際、大規模氾濫減災協議会等を通じて共有されている国土交通省や気象庁が作成した専門家リストを活用すること。

※既存の依頼ルート・支援体制がある場合はこの限りではない。



2. 「避難行動要支援者名簿」の活用

避難行動要支援者名簿については、消防庁の「避難行動要支援者名簿の作成等に係る取組状況の調査結果」において、98.9%（令和元年6月1日時点）の市町村において作成が完了しているところではありますが、令和元年台風第19号においては「住民が名簿をもとに避難を誘導した」といった事例が見られた一方、「地域によって支援にばらつきがある」といった意見があるなど、地域によって大きく状況が異なっているものと考えられます。

近年頻発している大規模災害に備えて、避難行動要支援者の避難の実効性を確保するためには、既存の名簿を十分に活用し、具体的な避難支援体制を構築しておくことが重要であることから、市町村防災主管部局におかれましては、医療・保健・福祉部局等との連携のもと、下記の事項に取り組むようお願いいたします。

<実施すべき事項>

- ハザードマップ等を参照し、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の災害リスクが高い区域に住む避難行動要支援者を洗い出し、その情報を防災主管部局と医療・保健・福祉部局等の部局間で共有する。

<実施が望ましい事項>

- 災害リスクが高い区域に住む避難行動要支援者から優先的に、福祉関係者等と連携し、地域住民の協力を得ながら、避難支援体制の構築に向けた検討を行うこと。
- 法令上、避難行動要支援者とは「自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの」をいい、一義的には避難能力の有

無によって名簿掲載の可否を判断するものであるが、現在の名簿掲載者がこの趣旨に合致しているか改めて確認すること。

- 平時からの名簿情報の提供はもちろん、災害発生時に直ちに提供できるよう備えておく必要があることから、地域の特性や実情に応じて、頻繁に、かつ、定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つとともにその情報を防災主管部局と医療・保健・福祉部局等の部局間で共有すること。

(参考①)

- 「避難行動要支援者名簿」

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の 10 第 1 項に基づき、市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成することが義務付けられています。

(参考②)

- 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成 25 年 8 月）

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/youengosya/h25/hinansien.html>

- 避難行動要支援者の避難行動支援に関する事例集（平成 29 年 4 月）

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/jireisyuu.html>

- リーフレット「災害時に備えて今できること」

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/panf.html>

3. 地域における避難の実効性を高める地区防災計画の促進

地区防災計画は、災害対策基本法に基づき地区の住民や事業者等（以下「地区住民等」という。）が主体となって素案を策定し、市町村地域防災計画に地区防災計画として定めることを提案できる制度であり、地区住民等の自助、共助の精神に基づき、皆で安全な地区をつくるためのツールです。

また、報告書において、現状の避難行動要支援者名簿の大半を占める健康加齢者の避難は、安全・安心な地域づくりの一環として、地区防災計画の中で取り組むべきとされており、令和元年台風第 19 号においても、地区防災計画において位置づけられた高齢者の避難の仕組みを活かして早期避難ができた事例もありました。

他方、実際に地区防災計画を地域防災計画に反映済みの地区は、平成 30 年 4 月 1 日時点において、23 都道府県、41 市区町村、248 地区にとどまっております。

このため、内閣府では、更なる地区防災計画の策定促進の観点から、「地区防災計画ガイドライン」（平成 26 年 3 月）に加え、新たに「地区防災計画の素案作成支援ガイド～地方公共団体の職員の方々へ～」（令和 2 年 3 月）を策定いたしました。

都道府県、市区町村におかれましても、これらのガイドライン等を活用することにより、地区防災計画の策定を検討している地域住民等と連携しつつ、当該計画の策定の支援等を進めていただきますようお願いします。

（参考）

○ 地区防災計画ガイドライン（平成 26 年 3 月）

○ 地区防災計画の素案作成支援ガイド～地方公共団体の職員の方々へ～（令和 2 年 3 月）

<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/chikubousai/index.html>

4. 医療施設や社会福祉施設における災害リスクの確認

令和元年台風第 19 号において、多くの医療施設や社会福祉施設が被災しており、施設を利用する高齢者や障害者等の避難の実効性を確保するためには、施設における避難対策が重要となります。都道府県、市町村におかれましては、管内の医療施設や社会福祉施設の施設管理者に対して、所在地の災害リスクを確認するよう周知することをお願いします。

なお、水防法第 15 条の 3 第 1 項及び第 5 項、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 8 条の 2 第 1 項及び第 5 項により、市町村地域防災計画において要配慮者利用施設に位置付けられた医療施設や社会福祉施設には、避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づく避難訓練の実施が義務付けられております。

都道府県、市町村におかれましては、計画の作成や訓練の実施の支援、促進についてご検討下さい。

以上

<本件連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付

藤田、近藤 （TEL： 03-3593-2849）

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）付

和田、土屋 （TEL： 03-3502-6983）

消防庁国民保護・防災部防災課

神田、舘野、飯田 （TEL： 03-5253-7525）